

令和3年度

第12回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和4年2月22日（火）午後3時00分～午後4時15分
2. 開催場所 発達サポートセンター はぴあ 多目的室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
 5)谷口 高史 6)長谷川 均 8)南 和夫 9)太田 隆之
 10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦 13)臼井 正
 14)中山 喜作 15)岸本 光
5. 議事録署名委員 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦
6. 現地確認 13)臼井 正 14)中山 喜作
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第61号議案	農地法第3条の規定による許可について	2件
第62号議案	農地法第5条の規定による許可について	2件
第63号議案	非農地証明願いの承認について	4件
第64号議案	農地法施行規則第29条(200㎡未満)の規定による 確認について	1件
第65号議案	「加東農業振興地域整備計画」の軽微な変更 に対する意見について	1件
第66号議案	農業経営改善計画に関する意見について	1件
第67号議案	農用地利用集積計画の決定について	34件
 - 5) 報 告

報告第28号	市街化区域内の農地法第4条の届出について	2件
報告第29号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	1件
報告第30号	農地の貸借の合意解約通知について	6件
 - 6) その他
 - 7) 閉 会

局 長

ただいまから、令和3年度第12回加東市農業委員会総会2月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名のうち14名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。なお、7番内藤委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告いたします。

農地利用最適化推進委員につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを最小限に留めるということで出席を見合わせていただいております。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

～國井会長あいさつ～

議 長

それではただいまから、令和3年度第12回2月定例会を開催いたします。

本日の現地調査をしていただきました、臼井委員さん、中山委員さんありがとうございます。のちほど報告をよろしく願います。

本日の議事録署名委員に11番の山本委員と12番の岩崎委員を指名しますので、よろしく願います。

それでは、議案の審議に入ります。

第61号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第61号議案を朗読～

議 長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P1に申請地位置図、P2に営農計画書をつけております。

譲渡人は、農地を相続されましたが自分では耕作できず、売却先を探しておられたところ、知人である譲受人と話がまとまり申請されました。譲受人は〇〇に住んでいますが、奥様が〇〇の方で、営農計画書に連絡人ということで〇〇という方がお名前を書かれています。この方が譲受人の奥様の弟さんということです。普段から奥様の実家の〇〇の農業を手伝いに〇〇から来られているため、今回〇〇の農地についても〇〇の機械を借りて、一緒に耕作されるということで申請をされています。昔は〇〇で農地をいくらか持っておられたそうですが、現在は0㎡になっていて、下限面積は3,000㎡ですが、一度に5,712㎡を取得されるので下限面積の要件は満たしております。

番号2、資料P3に申請地位置図、P3～4に譲受人の耕作地位置図をつけております。

申請地は、〇〇にあり、〇〇にあたって位置が判明した農地で、実際は隣接する〇〇と一体に耕作されているため、〇〇の所有者である譲受人が買い取ることになり申請されました。なお、申請にあたって譲受人の自宅の前の農地が一部非農地化していることが判ったため、非農地申請も同時に申請しておられます。

以上2件の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第61号議案の説明といたします。

議 長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

委 員 地区外の農家の方が耕作されるにあたって、〇〇の隣接の方とは問題なく調整されていますか。

事務局 今の所有者は元々〇〇の方で、ご主人が亡くなられて相続されましたが、ご自分も〇〇へ引っ越されるのでもう農地は管理できないということで、それまでは自分たちでここを管理されていましたので、この農地を手放すにあたってこの付近の方々にも買ってもらえないかと声掛けはされていたようです。結局地元では見つからず、〇〇の奥様と〇〇がご友人ということで声掛けをされたところ、〇〇からだったら〇〇まで来られるという話をされていますので、ある程度〇〇から地元にお話されたのかなと思っています。資料につけております営農計画書は、許可になりましたら〇〇の農会長へ写しをお送りします。お送りすることを〇〇や〇〇にもお伝えしておりますので、前もって地区の農会と決め事やお話をしてくださいと予め言っておりますので、特に今の段階では問題はないかと思っています。

委 員 あまりにも通作距離が長いですが、地元が納得されているならいいと思います。

議 長 他にご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。

第61号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長	はい、全員挙手にて、第 61 号議案については、原案のとおり許可することとします。 続きまして、第 62 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 62 号議案を朗読～
議 長	この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員からの報告をお願いいたします。
現地調査委員	農地法第 5 条の現地調査の結果を報告します。 第 62 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇の北約 200m にあり、現場は少し草が生えておりましたが農地でありました。 続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇の南約 20m にあり、現場は農地でありました。 以上、報告を終わります。
議 長	はい、ありがとうございました。続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P6 に申請地位置図、P7 に土地利用計画図をつけております。 申請地は、〇〇にあり、ため池より上手で水利が不便なため、最近では休耕されています。譲受人は、〇〇で、本店は〇〇ですが、〇〇に拠点があり、〇〇からコンテナやパレットの注文が増えたため、〇〇で資材置場を探していたところ、所有者と話がまとまったので申請されました。 申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水は受益地外です。 番号 2、資料 P8 に申請地位置図、P9 に事業計画図をつけております。 譲受人は、〇〇にある〇〇で、〇〇が狭いので拡張を検討されていたところ、譲渡人と話がまとまったので申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。 これら 2 件の転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。 以上で、第 62 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～

議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第 62 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	～全員挙手～
議 長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p> <p>続きまして、第 63 号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	～第 63 号議案を朗読～
議 長	この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。
現地調査委員	<p>非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。</p> <p>第 63 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇の南西約 50m と南東約 400m にあり、現場は原野及び山林でありました。</p> <p>続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇の北約 350m にあり、現場は山林でありました。</p> <p>続きまして、番号 3 の〇〇は、〇〇の北西約 300m にあり、現場は原野でありました。</p> <p>続きまして、番号 4 の〇〇は、〇〇の北約 100m にあり、現場は雑種地となり現在は駐車場でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	はい、ありがとうございました。続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号 1、資料 P10 に位置図、P11～12 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地の中の〇〇は、〇〇にあり、〇〇は〇〇を挟んで南側の谷筋に沿ってある農地で、原野化及び山林化しているため、11月の農地パトロールで非農地判定した農地です。名義が〇〇の役員の共有名義になっているので、現在の区長さんが代表して申請をされております。</p> <p>番号 2、資料 P13 に位置図、P14 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、〇〇から北側に抜けた〇〇の端にあり、山林化しているため農地パトロールで非農地判定した土地で、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。</p> <p>番号 3、資料 P15 に位置図、P16～17 に現況写真をつけております。</p>

申請地は、〇〇を下りきった付近の左手にある農地で、山際で原野化しているため、農地パトロールで非農地判定した土地で、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。

番号4、資料P3に位置図、P5に現況写真をつけております。

申請地は、申請人の自宅前の農地の一部で、申請人は、以前、〇〇を営んでおられまして、昭和61年頃からトラックや物置を置くようになり、次第に宅地化してしまったということで、この度、農地法第3条の許可申請をされるにあたり、地目が農地であると判明したので、非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水は決済済みです。

以上、4件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。

以上で、第63号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第63号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて第63号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
続きまして、第64号議案「農地法施行規則第29条の規定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第64号議案を朗読～

議 長 この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員からの報告をお願いいたします。

現地調査委員 農地法施行規則第29条の現地調査の結果を報告します。
第64号議案、番号1の〇〇は、〇〇の西約100mにあり、現場は農地でありました。

以上、報告を終わります。

議 長	はい、ありがとうございました。続いて、内容説明をお願いします。
事務局	<p>番号1、資料 P18 に位置図、P19 に計画図をつけております。</p> <p>申請地は、〇〇の農地で、山と農地の間にある用水路が猪に壊されて漏水するため、農地の一部に別の水路を設置したいという届出です。水路の付け替えではなく、既存の水路はそのまま置いておいて、堤防に沿って農地の一部に新たな水路を作って用水を流す計画です。位置図を見ていただいたら分かりますが、農地がちょうど川と山の間にここしかないのですが、この農地と山の間を現在の水路が通っております。少し上手で〇〇の方から水を上げて、水路を通った水が下手の農地の方まで流れているようですが、農地と山の間水路が壊されて水が漏れると下の方まで水がいかないということで困っておられまして、位置図の色がついている部分を掘ってU字溝を入れて水路を作りまして、そこを流すように工事をしたいという届出です。</p> <p>この届出については、「農地法施行規則第29条第1項の規定による転用に関する要綱」に基づき提出されており、転用面積が200㎡未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第64号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第64号議案「農地法施行規則第29条の規定による確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	～全員挙手～
議 長	<p>全員挙手にて第64号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第65号議案「加東農業振興地域整備計画の軽微な変更に対する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	～第65号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明を農政課からお願いします。
農政課	<p>資料 P20 に今回の一覧表を添付しております。次の P21 をお願いします。</p> <p>今回、軽微変更として、所在地は〇〇、面積は343㎡、公簿地目現況</p>

地目ともに畑、所有者は〇〇です。事業者は〇〇です。事業の概要は、農機具格納庫となっております。こちらを実施する理由としましては、事業者は〇〇で約 20.6ha の田と約 0.5ha の畑を耕作している〇〇でありまして、事務所敷地内では、収穫した作物の乾燥、保存及び出荷作業等を行っております。現在、2t トラック、コンバイン及びトラクター5 台の駐車スペースがありませんので、社長個人の車庫や来客用駐車場に駐車せざるを得ない状況です。また、野菜移植機、オニオンピッカー及び軽トラック 2 台については、敷地内の通路に駐車しているため、車両が行き来する際にはそれらを移動させる時間を要し、業務に支障が出ているとのことです。そこでこの度、これらの農機具の保管場所を確保するために軽微変更を申し出られています。なお、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。

次の P22 には位置図を添付しております。次の P23～24 には計画図を添付しております。最後に P25～26 には現況写真を添付しております。

以上で、説明を終了させていただきます。

議 長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

委 員 農振農用地区域内の施設用地に変更されるのですか。

農政課 農振農用地区域内の農用地のままで、農業用施設用地として用途区分を変更します。

議 長 他にご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。

第 65 号議案「加東農業振興地域整備計画の軽微な変更に対する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 全員挙手にて第 65 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、第 66 号議案「農業経営改善計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第 66 号議案を朗読～

議 長

続いて、内容説明を農政課からお願いします。

農政課

資料 P27 をご覧ください。農業経営改善計画認定申請ということで、〇〇にお住まいの〇〇から申請が出てきております。この度は、450 万円の農業所得と労働時間もある程度増やしていくという中で認定を求めている形になっております。それでは内容の説明をさせていただきます。

まず、①営農の類型としましては、稲作を現在しておられて、目標としまして、5年後も稲作を継続されます。農業所得ですが、年間所得としまして、現状(令和2年)は、マイナス150万円となっております。それを5年後の令和8年には452万円にしていくという計画です。労働時間につきましても、現状では720時間の労働をされていますが、それを倍程度に増やすという計画になっております。主たる従事者の人数は1人です。

次に、P28 をご覧ください。②農業経営の規模に関する部分でございます。まず、生産としましては、現状ということで山田錦の作付けが令和2年で304aをされて、生産量が10,670kgとなっております。5年後の目標ということですが、作付面積が山田錦で500a、きぬむすめ(飼料用米)が300a、きぬむすめ(個別販売分)が30aほどの作付けを予定されておられます。それぞれの生産量は記載の通りとなっております。令和3年の3月に退職をされたという中で、今後、農業の方をこういった形で増やしていきたいと考えておられます。右側の部分ですが、農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業の売り上げが挙がっております。こちらの事業内容としましては、作業受託ということでドローンの薬剤散布をされるということになっております。令和2年で18万円の売り上げを出されておられましたが、5年後には100万円を目指していくということでございます。下の方に、所有地と借入地の現状と目標を記載しております。

次に、P29 をご覧ください。上の方ですが、③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置となっております。現状としましては、集落内の耕作者が非常に高齢になられており、今後は農地の貸付希望者が増えるという状況を聞いております。実際に農政課でそういった相談もあるような状況でございます。その中で目標・措置ですが、山田錦の作付農家からの農地の借受については、離農時に調整をして、山田錦を引き継げるように出来るだけしていきたいとのことです。山田錦が作付けできない農地は、飼料用米を作付けるということで考えておられます。飼料用米の引受先については、個別に契約されているところがございます。令和3年3月1日から既に出荷等しておられます。次に、④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置でございます。現状としましては、まだ経営状況が明確に把握出来ていない部分があるということで、それに対して、農業経営と家計の分離をしっかりと図っていきたい、また、パソコンを利用して簿記記帳と経営分析を行いたいということです。また、経費を削減したいという中で、令和2年にドローンを導入されておられま

して、そのドローンで水稲モニタリング解析を行うことで追肥時期、追肥箇所を判定して、生育状況に合わせた適切な追肥によって、低コスト化及び高品質化を図っていききたいということです。また、土改王、アズミン、石灰に代えて、他の有機肥料を検討するなど、経費削減に取り組みたいということです。また、⑤農業従事の態様ですが、決まった休みがないということで、役割分担を明確にし、休日制の導入を検討していききたいということです。また、将来的に高齢になられるということで、若手雇用者に技術を伝えまして、人材の育成・定着を図っていききたいということをお考えおられます。⑥その他の部分ですが、農地の拡大に応じて販路の確保が必要であると考えておられまして、集出荷事業者から情報収集を行いまして、需要に応じた作付けを行っていききたいということです。また、各種助成制度や制度資金等の効果的な活用等も検討していききたいということです。参考としまして、経営の構成ということで、〇〇と奥様が手伝われているということです。また、雇用者の方で実際手伝っておられる方がいらっしゃる状況を確認しております。農地が増えますので、草刈りや繁忙期に来ていただく人数を確保していききたいということでございます。

P30 をご覧ください。こちらは農業機械の状況と目標を記載しております。特に現状から変更する機器はございません。なんとか機械は5年間持つと聞いております。トラクター、コンバイン、乾燥機、田植機とございまして、ドローンが1台ございます。こちらは令和2年に導入されておられます。乾燥機は2台体制になっております。籾摺機や選別機等もございます。また、以下離農者から借上されようとしている部分がございますが、それ以外にもやはり農地面積が増えてきますので、トラクターやコンバイン、田植機を借りる形で令和3年度から作業を進められております。

最後に P31 をご覧ください。こちらは収支計画になっております。確定申告で出ておりました令和2年分の収入、経営費等が挙がっております。こちらが当初申しました通り、マイナス150万円となっております。令和3年については、計画の作成時点で見込みがはっきりと分らなかったという中で、今からですと令和4年から令和8年までの5年間の計画となっております。山田錦はこういった形で5町まで増やし、きぬむすめ(飼料用米)も増やしていくという形になっております。作業受託収入のところは先ほどのドローンになります。こちらにつきましては、令和3年分の売り上げだけ聞いておられまして、実際にドローンの活用の方は増えてきているということで、令和3年では30万円の売り上げができてきていると聞いております。その他収入ですが、経営所得安定対策の関係で、飼料用米の導入に係る部分になっております。戦略作物助成、複数年契約等いくつかの補助金を合算した部分となっております。農業経営費ですが、農地面積の増に伴い原材料費等増えるという形で、機械につきましては、令和2年に大きく上がっているのがそのまま継続する形になりますが、新たな機械の導入がしばらくございませんので、少しずつ減になっているということです。先ほどありました雇用の労賃も若

干増えていくという形になっております。その中で農業所得としまして、令和8年には450万円の達成を見込んでいるという状況でございます。

以上で、説明を終わります。

議 長

内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

会 長

計画書には良いことばかり書いてありますが、私自身がお聞きした時点では地区内で山田錦を小作しようとしても、全然地区の人は信用していないということをお聞きしました。また、地区の人は山田錦をその人に預けるのは困ると言っているという話も聞きました。農会長もしてなぜなのかということは、やはり人間的にそういった点があるのかもしれない。農業委員会としては、もう少し内容を色々な人から聞いて、1ヶ月程度調査してからがいいのではないかと思いますので、この議案は継続審議としたいと思いますが、皆さんどうでしょうか。

各委員

～異議なし～

議 長

異議がないようですので、第66号議案「農業経営改善計画に関する意見について」は、継続審議といたします。

続きまして、第67号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第67号議案を朗読～

議 長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

P9の1番と2番は、賃貸借権の新規設定です。

続く3番からP10の7番までは、賃貸借権の更新です。

次の8番からP13の24番までは、使用貸借権の新規設定です。

続く25番からP14の31番までは、使用貸借権の更新です。

次の32番から34番までは、ひょうご農林機構が中間管理権を新規設定するもので、一旦、機構が借り上げて、機構から地域の担い手に使用貸借で貸し出されます。

P8が全体の集計表です。括弧書きは内数で、ひょうご農林機構の中間管理事業分が括弧の中です。

賃貸借権の設定が7件、26筆、29,208㎡、使用貸借権の設定が27件、69筆、108,758㎡、そのうち、機構の分が3件、12筆、17,328㎡です。

合計34件、95筆、137,966㎡に利用権が設定され、2月28日に公告される予定となっております。

以上で、第67号議案の説明とさせていただきます。

議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 67 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございます。全員挙手にて第 67 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、報告事項に入ります。報告第 28 号「市街化区域内の農地法第 4 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 28 号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P32 に位置図をつけております。 申請地を、露天駐車場にするための届出を受理しました。 番号 2、資料 P33 に位置図をつけております。 申請地を、共同住宅にするための届出を受理しました。 これらの届出については、添付書類等、完備していましたので、専決処理により、2 件とも 1 月 13 日付で受理通知書を交付しました。 以上で、報告第 28 号の説明といたします。
議 長	内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。 続きまして、報告第 29 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 29 号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P34 に位置図をつけております。 申請地を、一般住宅用地にするための届出を受理しました。

	<p>この届出については、添付書類等完備していましたので、専決処理により、1月21日付で受理通知書を交付しました。</p> <p>以上で、報告第29号の説明といたします。</p>
議長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>続きまして、報告第30号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第30号を朗読～</p>
議長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、5、6については、双方合意により無条件で利用権を解約され、解約後は借人を変更して、新たに利用権を設定されます。</p> <p>番号2は、双方合意により無条件で農地法3条による使用貸借を解約し、解約後は自作されます。</p> <p>番号3は、双方合意により無条件で利用権を解約され、解約後の予定は未定です。</p> <p>番号4は、双方合意により無条件で戦前からの残存小作を解約され、解約後は自作されます。</p> <p>以上で、報告第30号の説明といたします。</p>
議長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。</p> <p>次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4点ほど事務局からご連絡させていただきます。</p> <p>まず1点目ですが、お手元に令和4年度の農業委員会総会の開催日程を置かせていただいております。当日出席、現地調査していただく方のお名前を載せさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また変更等ございましたらその都度ご連絡させていただきます。</p> <p>次に、兵庫県農業農村施策に関する意見・策定のための意見・提案・要望事項ですが、毎年ひょうご農林機構が各農業委員会から意見を取りまとめて県に要望事項として出しまして、今回で言うと令和5年度の農業農村施策についての意見ということで出させていただきますものになって</p>

おりますので、もし意見ですとか何か要望等ありましたら、どんなことでも結構ですので記入していただきまして、次の3月の定例会のときに提出していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。書いていただいた内容は事務局で取りまとめさせていただいて送らせていただきますので、書いていただいた内容がそのままというわけではありませんので、色々思ったことを書いていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それから、農業委員会からのお知らせというA4の紙ですが、加東市の貸貸借料の水準表をお配りさせていただいております。令和3年の1月から令和3年の12月に実際貸し借りされたもののデータを取りまとめさせていただきまして、金額などを出させていただいております。こちらは3月の広報にも載せさせていただきましますのと、市のホームページにはもう既にアップさせていただいております。あくまで目安ですが、実際に貸し借りされるときを目安としてお使いいただければと思いますので、農業委員さんへご相談がありましたら活用していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、農業者年金の関係のチラシを置かせていただいております。農林機構からこちらに届いた分になっておりますので、もし皆様のお近くの方や地区の方で農業者年金に興味があるという方がいらっしゃいましたら、こちらを渡していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、先月にひょうご農林機構の中間管理事業の研修をする予定を延期するというお話をさせていただいたと思いますが、年度内に一度はしたいという要望が県からございましたので、今のところの予定としましては、3月の定例会の後の時間で開催をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また詳細につきましてはご案内させていただきます。

事務局からは以上になります。

議 長

何かご質問等はございませんか。

各委員

～質問なし～

議 長

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和3年度第12回総会2月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 山本 昭雄

議事録署名委員 岩崎 一彦
